| | |
|---|---|
| 上記以外の市町村 | 五、四二九円 |

2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

| | |
|---|---|
| 旭川市　帯広市<br>北見市 | 二三六円 |
| 札幌市　釧路市<br>網走市 | 二〇九円 |
| 函館市 | 二〇二円 |
| 青森市　盛岡市<br>山形市　秋田市<br>松本市 | 一五九円 |
| 市 | 一〇六円 |

（特例）

**第七条**　［略］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。ただし、認可事業者が、令和七年度に新たに福祉職員を指定施設に配置したときは、その額にかかわらず、一人一月につき五十八万二千五百五十九円を支弁する。

| | |
|---|---|
| 東京都の区の存する地域 | 町田市　横浜市<br>川崎市 |
| | 国立市　八王子市<br>豊田市　千葉市<br>名古屋市 |
| | さいたま市　小田原市<br>堺市　神戸市 |
| | 泉佐野市 |

| | |
|---|---|
| 市　岡山市<br>徳島市　北九州市<br>長崎市 | 五、二三七円 |

2　十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に限り、北海道その他の寒冷の地域について、委託先の区分に応じ、前項の額に次の額を加算する。

| | |
|---|---|
| 旭川市　帯広市<br>北見市 | 二三七円 |
| 札幌市　釧路市<br>網走市 | 二〇九円 |
| 函館市 | 二〇二円 |
| 青森市　盛岡市<br>山形市　秋田市<br>松本市 | 一五九円 |

（特例）

**第七条**　［同上］

2　認可事業者が、前項に規定する被保護者に係る委託を受けるため、福祉に関する専門的知識を有する職員（以下「福祉職員」という。）を指定施設に配置したときは、委託事務費として、前三条に規定するもののほか、当該指定施設の所在地の区分に応じ、福祉職員一人一月につき次の額を支弁する。ただし、認可事業者が、令和六年度に新たに福祉職員を指定施設に配置したときは、その額にかかわらず、一人一月につき五十六万八千四百四十五円を支弁する。

| | |
|---|---|
| 東京都の区の存する地域 | 町田市　横浜市<br>川崎市 |
| | 千葉市　国立市<br>豊田市　大阪市<br>八王子市<br>名古屋市 |
| | さいたま市　神戸市 |
| | 小田原市　大津市<br>京都市　堺市<br>奈良市　広島市<br>福岡市 |
| | 仙台市　ひたちなか市<br>宇都宮市　甲府市<br>静岡市　岐阜市<br>岡崎市　津市<br>泉佐野市　和歌山市 |